



ハタノこうめ議員

来年から始まる第7期介護保険事業計画で、3年間の介護保険料が決まります。ハタノこうめ議員は介護保険料の引き下げを求めて質問しました。

00円程度と算出されている。(第6期は4900円)介護保険料の上昇をおさえるため、介護給付費準備基金は有効活用すると答弁しました。ハタノ議員は、第6期は20億円も多く見積もった。基もつと現実的に見積もれば引き上げは必要ない。基金もめいっばい取り崩し引き下げるべきと主張しました。

介護サービス費を現実に近いものにし、基金を活用すれば

介護保険料は引き下げられる

介護保険料は介護サービス費に連動して決まります。ですから介護サービス費をより現実に近いものにするのが重要です。

第6期介護保険事業計画では、3年間のサービス費を約304億円と見込みましたが、実際は284億円で、20億円も少ないという結果でした。言い換えればサービス費を多く見積もり、介護保険料が算出されたこととなります。もつと現実に近ければ介護保険料は引き下げられたはずですが。

第7期では介護サービス費はいくらにするのか、基金は9億5000万円あり、取り崩して保険料を引き下げるべきだと主張しました。

市は、第7期は319億円を見込み、第6期より15億円増える。介護保険料は月額5400円〜55

低所得者

介護保険料を払ったら生活成り立たない

介護保険料は、無年金者あるいは年金額が年間18万円以下の人は年金天引きではなく、自ら市に直接支払います。7人のうち1人が払えず、滞納しています。介護保険料は、無年金でも無収入でも、税法上は非課税でも40歳以上はすべての人が払わなければならぬ過酷な制度です。

介護保険料の第1段階から基準額の第5段階までは本人は住民税非課税です。税法上の原理原則をも逸脱し保険料を賦課しているのです。

保険料を払ったら生活が成り立たない実態があります。保険料のさらなる減免を求めて質問しました。市は、収入のみに着目して減免措置を講じることは、不公平となり考えていない、と答弁しました。低所得者がおかれている生活実態に寄り添う考えは全くありませんでした。

議長判断で発言取り消しを撤回

その説明を求める「日本共産党市議団」と「市民派チームみらい」

9月議会に行われた杉山議員の発言の取り消しを、撤回すると議長が決めました。その旨の説明を議会で行うようにと下記のような申し入れを行いました。しかし、議長はこれに応じないため、4人の議員で「発言取り消しの撤回について議場で説明を求める決議」を提出しました。この決議は否決される見通しですが、議事録には、取り消しを議長権限で撤回したことが記されます。

2017年12月8日

各務原市議会議長
岡部秀夫様

市議会議員 杉山 元則 古川 明美
波多野こうめ 永治 明子

発言取り消しの撤回についての申し入れ

去る各務原市議会第3回定例会で議決された杉山元則議員の発言の取り消しについて、議長はその後の会議録調査の結果、取り消す必要はないと判断し「取り消す部分はない」と決した旨を11月30日、杉山議員本人に伝えました。

この判断は議長として評価できるものです。しかし、この一連の事実が、議事録には杉山議員発言がそのまま記載されることとなりましたが、市議会だよりには「発言取り消し動議可決」と記されたまま市民に配布されています。

議事録には発言取り消しの議論は記載されていますが、議長が発言取り消しの撤回を行ったことはどこにも記述されません。これでは市民にもこの一連の経緯が知らされないままとなります。

第3回定例会最終日、発言の取り消し動議が可決され、議長は「取り消しを命じます。」と発言しています。にもかかわらず、「取り消す部分はなかった」と判断したこと、及びその理由について明らかにしていません。よって、発言取り消しを撤回したこととその理由について議場で明確に述べ、議会にも市民にも明らかにしていただきたいと思えます。以上、議長に申し入れます。

